

誓 約 書

越前市危険ブロック塀除却事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付申請を行うにあたり、下記のことについて誓約します。

なお、下記のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨届けるとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、越前市が求める必要な情報及び資料を遅滞なく提出します。

記

- 一 除却する危険ブロック塀は、私が所有するものであり、除却中・除却後に他の共有者や利害関係者等との間にトラブル等が生じた場合は自身の責任で解決します。
- 一 建築基準法第42条第2項に規定する道路（以下「みなし道路」という。）内の危険ブロック塀を除却等する場合は、その全てを除却し、みなし道路内には新たな塀等を設置しません。
- 一 みなし道路に面して建替えの塀を設置する場合は、福井県（丹南土木事務所）と協議し、その助言に従い設置します。
- 一 除却工事に際して、道路等の占用手続が必要な場合は、所定の手続きを行います。また、除却工事中は道路等の通行人の安全確保に努めます。
- 一 上記のほか、関係法令を遵守します。

年 月 日

越前市長 殿

住 所

氏 名

Ⓜ

（自署する場合には、押印を省略することができます。）